

## 令和5年度 軽米町育英資金貸与生 募集案内

### 1. 対象

次の各号のすべてに該当する方です。

- (1) 町内に住所を有する方の子弟であること
- (2) 令和5年4月に高等学校、大学または修学期間1年以上の各種専門学校等に在学していること
- (3) 経済的理由により修学が困難と認められること

### 2. 貸与月額・貸与期間・貸与時期

#### (1) 貸与月額

| 区 分                                             | 貸与月額       |
|-------------------------------------------------|------------|
| 大学またはこれと同程度の学校<br>(短期大学及び各種専門学校等の修学期間1年以上の学校含む) | 51,000 円以内 |
| 高等専門学校                                          | 30,000 円以内 |
| 高等学校またはこれと同程度の学校                                | 15,000 円以内 |

#### (2) 貸与期間

正規の修学期間

#### (3) 貸与時期

毎月 20 日に指定口座へ振込(20 日が土日祝日の場合、翌営業日)

※初回は6月に4～6月の3か月分をまとめて貸与します。

### 3. 採用人数

10 名程度

### 4. 応募手続

#### (1) 応募書類

- ①育英資金貸与申請書
- ②家庭状況調書
- ③在学証明書(原本)
- ④家族全員の住民票の写し(本籍、続柄の記載のあるもの)
- ⑤家族の所得証明書(高校生以下で収入がない方は除く)

#### (2) 注意事項

- ①(1)(2)の用紙は、教育委員会にあります。また町ホームページから取得できます。
- ②(4)(5)は、町民生活課窓口で取得できます。
- ③連帯保証人は保護者、保証人は町内在住で本人とは別世帯の成人の方としてください。
- ④在学証明書は在学している学校で取得し、発行日はR5年4月1日以降のものをご提出ください。
- ⑤応募書類に押印する印鑑は全て登録印(実印)です。

⑥提出いただく各種証明書の手数料は、全て申請者の負担となります。

(3) 応募方法

応募書類一式を軽米町教育委員会事務局へ持参、または郵送してください。(4/28 必着)

5. 募集期間

令和5年4月3日(月) から4月28日(金) まで(期限厳守)

6. 選考及び採用の決定

軽米町育英資金貸与生選考委員会が審査し、町長が採用を決定します。  
選考結果は採否に関わらず、5月下旬に本人に書面で通知します。  
選考の経過及び決定の理由についてはお答えしません。

7. 貸与資格の確認

貸与生は毎年度初めに在学証明書を提出していただきます。

8. 届出

貸与生が次の各号の一つに該当するときは、直ちにその旨を届け出てください。

- (1) 休学、復学、転学、停学または退学したとき
- (2) 貸与生及び連帯保証人、保証人の氏名、住所に異動があったとき
- (3) その他届け出た事項に異動があったとき

9. 貸与の中止

貸与生が次の各号の一つに該当するときは、貸与を中止します。

- (1) 退学したとき
- (2) 心身の故障のため、修学の見込みがないと認められるとき
- (3) 育英資金の貸与を辞退したとき
- (4) その他、貸与生として適当でないと認められるとき

10. 貸与の休止

貸与生が休学したときは、その期間は育英資金の貸与を休止します。

11. 返済

各種学校卒業の1年後から15年以内に、月賦、半年賦または年賦で返済していただきます。  
(無利子)  
全額または一部を繰り上げて返済することができます。

12. 返済の猶予

貸与生が次の各号の一つに該当するときは、返済の猶予を受けることができます。

- (1) さらに上級の学校に在学しているとき
- (2) 災害または疾病により返済が困難と認められるとき
- (3) その他やむを得ない事情によって返済が困難と認められるとき

13. 申込み及び問い合わせ先

軽米町教育委員会事務局 教育総務担当(☎46-4743)  
〒028-6302 軽米町大字軽米 10-85